

もりおか子育て応援プラザ運営事業業務委託について、公募型プロポーザルを次のとおり実施する。

令和8年2月26日

盛岡市長 内 館 茂

## 1 業務の概要

(1) 名称

もりおか子育て応援プラザ運営事業業務委託

(2) 目的

「子ども」をキーワードに市民、地域活動団体及び企業等が連携、交流できる場を創出することにより、社会全体で子ども・子育て支援に参画するまちづくりの実現を図る。

(3) 発注者

盛岡市

(4) 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(5) 委託内容

別紙仕様書のとおり。

(6) 提案上限額

13,289,000円 ※消費税及び地方消費税は、非課税。

## 2 提案者の資格要件

プロポーザルに参加する者は、委託業務を的確に遂行するに足りる能力を有し、かつ、次に掲げる要件を満たす団体とする。

- (1) 盛岡市内に本社又は営業所を有する者であり、かつ、運営にあたり不測の事態等が発生した際に柔軟に対応できる体制を有していること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者(同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。)又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者(同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 応募に係る書類の提出期限の日までに、市からの受注業務に関し、入札参加停止等の措置を受けている者でないこと。
- (5) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員(同法第2条6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

- (6) 適切な事業運営が確保できると認められる者であること。
- (7) 子育て支援に関する活動を行っている者または子育て支援に関して意欲的な者であること。
- (8) 宗教活動や政治活動を主たる目的としている者でないこと。

### 3 選定スケジュール

項番	手続き	日程
1	公告	令和8年2月26日（木）
2	公募	公告の日から令和8年3月19日（木）午後5時まで
3	質問受付	公告の日から令和8年3月9日（月）午後5時まで
4	質問回答	令和8年3月12日（木）午後5時まで
5	参加申込期限	令和8年3月13日（金）午後5時まで
6	提案書提出期限	令和8年3月19日（木）午後5時まで
7	書面審査	令和8年3月25日（水）
8	審査結果の通知	令和8年3月下旬（予定）
9	協議及び見積徴収	令和8年3月下旬（予定）
10	随意契約	令和8年4月1日（水）（予定）

### 4 質疑応答

質疑がある場合は、以下のとおり質問書を提出すること。

- (1) 提出書類（提出部数：1部）  
質問書（様式第1号）
- (2) 提出期限  
令和8年3月9日（月）午後5時まで（必着）
- (3) 提出先  
盛岡市子ども未来部子ども青少年課企画係（盛岡市神明町3番29号 盛岡市保健所4階）
- (4) 提出方法  
持参
- (5) 本市回答期限  
令和8年3月12日（木）に市ホームページに掲載
- (6) 留意事項  
企画提案書の具体的な記載内容及び評価基準に関する質問については受け付けない。  
また、質問を行った者の名称は公表しない。

### 5 応募方法

- (1) 受付期間  
令和8年2月26日（木）から3月19日（木）まで  
（土曜日、日曜日、国民の祝日を除く、午前9時から午後5時まで）

(2) 提出方法

持参による。

(3) 提出場所

子ども未来部子ども青少年課企画係（盛岡市神明町3番29号 盛岡市保健所4階）

(4) 提出書類

応募書類及び提案書について、「3 選定スケジュール」に定める期限内に提出すること。

【参加申込】（提出部数：1部）

ア 申込書（様式第2号）

イ 団体概要書（様式第3号）

ウ 実績書（様式第4号）

エ 収支予算書（任意様式）

オ 団体の履歴事項全部証明書

カ 定款

} 任意団体の場合は、役員一覧及び規則等

【企画提案書提出】（提出部数：4部）

キ 企画提案書（様式第5号）

(5) 書類の配付

盛岡市子ども未来部子ども青少年課において配置するほか、盛岡市のホームページに掲載する。

## 6 審査方法

提出された応募書類により行うこととし、「もりおか子育て応援プラザ運営事業提案審査基準」に定めるとおりとする。

## 7 審査結果の通知

応募者全員に文書で通知するほか、盛岡市のホームページに掲載する。

## 8 契約に関する事項

(1) 契約締結の手続

契約は、随意契約とし、第1順位者から見積書を徴取して契約書を作成する。

(2) 契約保証金

第1順位者は、契約保証金として契約額の100分の5以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、盛岡市財務規則（昭和46年規則第33号）第125条各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。

## 9 留意事項

(1) この応募に要する一切の費用は、応募者の負担とする。

(2) 次のアからカまでのいずれかに該当する応募書類は、これを無効とする。

ア 資格要件を満たさない者又は委託候補者を選定するまでの間に資格要件を満たさなくなった者から提出されたもの

イ 提出した書類に虚偽の内容が記載されていたもの

ウ 業務委託の契約額の上限額を超えるもの

エ 民法（明治29年法律第89号）第90条、第93条、第94条又は第95条の規定に該当する内容となっているもの

オ 誤字、脱字等により必要事項が確認できないもの

カ 提出期限を過ぎて提出されたもの

(3) 提出された書類は、返却しない。

(4) 提出期限後の提出書類の差替え及び再提出はできない。

(5) 企画提案書提出後にプロポーザルへの参加を取り下げる場合は、取下書（任意様式）を提出すること。

## 10 問合せ先

盛岡市子ども未来部子ども青少年課企画係 担当 馬淵  
〒020-0884 盛岡市神明町3番29号 盛岡市保健所4階  
電話：019-613-8356（直通） FAX：019-623-3516